

2024年3月に改訂したドイツの労働安全衛生制度について、2024年10月に改めて改訂し、及び更新しました。

本稿（ドイツの労働安全衛生制度）の各部（第I部から第VII部まで）において記述している内容については、関連する原典、記事等の最新の記述に基づいて必要な箇所を改訂しました。この場合、今回改訂した箇所については本稿中でその旨をお示ししています。

また、ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung；略称：DGUV。以下単に「DGUV」という。）は、2023年における労働災害発生状況（職業性疾病を含む。）を例年どおり2024年7月に公表しましたので、本稿の第II部として収載していますが、これらの統計データについてはその後も変更がなかったため、2024年8月22日に当国際課のウェブサイト：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202407_06.html で公表したものを踏襲しています。

本稿の作成年月：2024年10月

本稿の作成者：中央労働災害防止協会国際課